

**長野県営総合射撃場
指定管理者募集要項**

**令和 8 年 7 月
長野県林務部
森林づくり推進課**

目 次

第1 趣旨	2
第2 施設の概要	
1 名称及び所在地	2
2 設置目的	2
3 施設の規模等	2
第3 基本的な管理の内容	
1 指定管理者が行う業務の範囲	2
2 指定期間	3
3 利用料金	3
4 剰余金の取扱	3
5 管理の基準等	3
6 関係法令等の遵守	3
7 個人情報の保護	3
8 その他	3
第4 申請の手続き	
1 応募資格	3
2 グループによる応募	4
3 提出書類	4
4 事業計画書の記載内容	5
第5 指定管理者の候補者の選定	
1 選定方法	5
2 選定基準	6
3 選定結果	6
4 留意事項	7
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	
1 指定管理者の指定	7
2 協定の締結	7
3 その他	7
第7 その他	
1 説明会の実施	8
2 資料の閲覧	8
3 質問事項の受付	8
4 申請書等の提出	8
5 連絡先及び申請書提出先	8
6 スケジュール	9

<別紙資料>

- 資料 1 長野県営総合射撃場指定管理者申請様式集
- 資料 2 長野県営総合射撃場管理業務仕様書
- 資料 3 関係法令集

長野県営総合射撃場指定管理者募集要項

第1 趣旨

この長野県営総合射撃場指定管理者募集要項は、長野県営総合射撃場の管理運営について、利用者サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号）第6条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。なお、詳しくは別添資料2「長野県営総合射撃場管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

1 名称及び所在地

名 称	長野県営総合射撃場
所在地	長野県上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 2209-1 他

2 設置目的

猟銃の適正な取扱いの習得及び射撃技術の向上を図ることにより、狩猟による事故を防止し、県民の安全に寄与することを目的として、射撃の実技訓練の場を提供するため、長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号）第2条の規定により設置されたものです。

3 施設の規模等

- (1) 敷地面積 17.18 ha
- (2) 施設の概要

施 設 名	規 模 等
管理研修棟	1 棟（RC 2階建 764.67 m ² ）
トラップ射撃場	2 面、プーラーハウス 2 棟（RC 1階建 7.2 m ² /棟）
スキート射撃場	2 面（散弾銃（移動標的）射撃場兼用 1 面） プーラーハウス 2 棟（RC 1階建 7.2 m ² /棟）
ライフル射撃場	1 面、射屋 1 棟（RC 1階建 77.79 m ² ）
空気銃射撃場	1 面、射屋 1 棟（S 1階建 244.20 m ² ）
便所	2 棟（木造 1階建 8.81 m ² /棟）

- (3) その他
 - ・トラップ射撃場、スキート射撃場、ライフル射撃場は長野県公安委員会指定教習射撃場
 - ・トラップ射撃場、スキート射撃場は、日本クレイ射撃協会公認区分 AA 級

第3 基本的な管理の内容

指定管理者が実施する施設の管理の基本的な内容は、次のとおりです。なお、詳しくは別添資料2「仕様書」を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 射撃場の利用の許可に関する業務
- (3) 射撃場の利用に係る料金に関する業務
- (4) その他附帯する業務

2 指定期間

指定期間は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日までの 5 年間の予定です。

なお、この指定期間は、県議会の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 利用料金

本施設では、長野県営総合射撃場条例第 13 条の規定により利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります（管理運営の経費は利用料収入をもって充て、別途県からの指定管理料の支払は行いません。）。

なお、この利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めます（指定期間中に、利用料金の見直しや新たな行政サービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。）。

4 剰余金の取扱

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の 5 % に当たる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の 5 % に当たる額の差額の 2 分の 1 の額を、県に納付するものとします。

5 管理の基準等

施設の管理の基準は、別添資料 2 「仕様書」を参照してください。

6 関係法令等の遵守

施設の管理運営に当たって遵守する関係法令は、別添資料 2 「仕様書」を参照してください。

7 個人情報の保護

施設を管理するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年度法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長野県条例第 38 号）のほか、別添資料 2 「仕様書」の第 3 の 5 情報公開、個人情報の保護を遵守してください。

8 その他

指定期間内に、本施設において鉛等による環境問題が発生した場合は、該当する施設を閉鎖することがあります。

第 4 申請の手続き

1 応募資格

次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 6 条第 1 項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる応募

サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、グループを構成して応募することが可能です。この場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループに適当な名称を設定のうえ代表となる法人等を選定すること。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で申請することはできない。

3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。様式は、資料 1「指定管理者申請様式集」(以下「様式集」という。)を参照してください。

提出部数は 7 部(1 部は正本、6 部は副本とし写しでも可)

申請書類(添付書類)	様式	提出部数	留意事項
(1) 指定管理者指定申請書	様式第 1 号	7 部	
(2) グループ構成員表	様式第 2 号	7 部	グループによる申請の場合に添付
(3) 事業計画書	様式第 3 号	7 部	
(4) 団体概要書	様式第 4 号	7 部	
(5) 収支計画書	様式第 5 号	7 部	
(6) 再委託予定調書	様式第 6 号	7 部	
(7) 人員配置計画書	様式第 7 号	7 部	
(8) 業務実績一覧表	様式第 8 号	7 部	
(9) 誓約書	様式第 9 号	7 部	
(10) 添付書類		7 部	
定款又は寄附行為		7 部	
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書		7 部	法人でない場合は、代表者の住民票の写し
収支計算書、貸借対照表及び損益計算書(過去 3 年間)		7 部	法人でない場合は、収支決算書(過去 3 年間)
申請日に属する年度の収支予算書及び前年度の事業報告書		7 部	
役員名簿		7 部	
納税証明書		7 部	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税

4 事業計画書の記載内容

射撃場の設置目的を効果的に達成し、効率的かつ安全に管理運営できることがわかるように、次の項目について事業計画書（資料1「様式集」の様式第3号）を、資料2「仕様書」を参考に作成してください。

(1) 管理運営の基本方針

施設の設置目的を踏まえ、公の施設として射撃場を管理運営する上での経営理念、運営方針、管理の考え方、管理運営を希望する目的、理由についてできるだけ具体的かつ簡潔に記載してください。

(2) 休場日及び利用時間

ア 休場日、利用時間設定の考え方を記載してください。

イ 新たな提案があれば内容及び理由を記載してください。

(3) 利用者の平等な利用を確保するための方策

利用許可に関する考え方や公平な利用の確保のための方策を記載してください。

(4) 施設のサービスを向上させるための方策

ア 具体的な事業計画や施設の効用を最大限に発揮するためのPRなどの手法について記載してください。

イ サービスの向上に向けた満足度調査の手法や取り組み、改善への対応について記述してください。

ウ 自主事業の実施計画及び基本的な考え方について記載してください。

(5) 利用料金の設定

利用料金の設定及びその考え方について記載してください。

(6) 収支計画

収支計画書（資料1「様式集」の様式第5号）を作成するとともに、その根拠となる考え方を記載してください。

また、計画額は提案内容と連動するようにしてください。

(7) 施設の維持管理

ア 資料2「仕様書」の第4の2および3について具体的な計画や考え方を記載してください。

イ 利用者の安全確保について記載してください。

ウ 効率的な運営について具体的な方法等を記載してください。

エ 施設の維持管理のため業務の再委託をする場合は、再委託予定調書（資料1「様式集」の様式第6号）を作成するとともに、その基本的な考え方を記載してください。

(8) 組織及び人員配置

ア 管理運営の組織について、わかりやすい形で図示するなどしてください。

イ 職種別人員数及び勤務体制について人員配置計画書（資料1「様式集」の様式第7号）を作成するとともに、基本的考え方を記載してください。

ウ 指定射撃場の指定に関する内閣府令に規定する管理者の選定理由や、配置する教習射撃指導員の選任の考え方、資格等について記載するとともに、資格等を確認できる資料を添付してください。

(9) 個人情報の保護

個人情報保護のための基本的な考え方や取り組みについて記述してください。

(10) 緊急時の対応

ア 災害、事件、事故等の緊急時における連絡体制や対応について具体的に記載してください。

イ 利用者とのトラブル等に対する対応や未然防止策について記載してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「長野県営総合射撃場指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）」の審査を経て候補者を決定します。この審査にあたり、応募者による申請内容について

の説明をしていただきます。なお、選定委員会での説明の日程については別途書面で通知します。

また、候補者への申請が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備審査を行い、選定会議の審査対象とする者を予め絞る場合があります、日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

No.	評価 体系	評価項目	審査書類	審査内容	配点
1	運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	・ 事業計画書	・ 運営方針の施設の設置目的との整合性 ・ 利用者の平等な利用の確保 ・ 施設管理、安全管理、維持管理 ・ 職員体制 ・ 事業者の専門的な技術の継承	20
2		法人等の能力	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書等	・ 財政基盤（財務状況） ・ 組織体制（責任の所在） ・ 必要な資格要件	10
3		地域要件	・ 登記簿謄本 ・ 法人等の概要	・ 県内に本支店、営業所等の事業所の有無	3
4		施設の運営実績	・ 当該施設又は類似施設の運営実績	・ 類似施設の管理運営は良好に行われているか	17
5		収支計画の内容	・ 事業計画書	・ 収支計画、資金計画 ・ 業務従事者の賃金、労働環境 ・ その他管理に関する経費	10
6	創意工夫等の評価	サービス向上策	・ 事業計画書	・ 利用者のサービス向上の取組 ・ 利用者の利用拡大の取組 ・ 自主事業	10
7		地域との連携や地域貢献度の内容	・ 法人等の概要 ・ 事業計画書	・ 地域や関係機関等との連携 ・ 地域における雇用の確保 ・ 持続可能で活力ある地域社会の実現（地域活性化等）	10
8		社会貢献度の内容	・ 事業計画書	・ 男女共同参画社会の形成に資する取組・その他社会貢献活動等	10
9		教習射撃場の運営体制	・ 教習射撃場の運営に関し、実績又は知識及び技術を有しているか	・ 必要な資格等を有している者を配置できるか	10
合 計 点					100

3 選定結果

選定会議における選定結果、指定管理者候補者の選定結果については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。最上位者以外は匿名表示。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

4 留意事項

(1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 申請者の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 本県職員並びに本県関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

申請1団体（グループ）につき1申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く）。

(4) 申請書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) その他

この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、長野県議会の議決を経て指定管理者となります。

2 協定の締結

事業報告書に関する事項、利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項、業務内容に関する細目的事項、管理の基準等に関する細目的事項、長野県営総合射撃場施設の管理について必要な事項については、指定管理者と県との間で協定を締結します。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 その他

1 説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催しますので、参加希望者は資料1「様式集」様式第11号に記載のうえ、下記5の連絡先に申し込んでください（電話連絡の上、メール、FAXでの提出も可）。

- (1) 開催日時 令和8年8月27日（木）10時00分～11時00分
- (2) 開催場所 長野県営総合射撃場（長野県上伊那郡辰野町）
- (3) 申込期限 令和8年8月20日（木）

2 資料の閲覧

- (1) 閲覧資料
 - ア 長野県営総合射撃場指定管理者募集要項
 - イ 長野県営総合射撃場指定管理者申請様式集
 - ウ 長野県営総合射撃場管理業務仕様書
 - エ 長野県営総合射撃場の管理運営に関する令和9年度協定書（案）
 - オ 長野県営総合射撃場の管理運営に関する基本協定書（案）
- (2) 閲覧場所 長野県林務部森林づくり推進課（長野県庁本館6階）
- (3) 閲覧期間 令和8年7月24日（金）～8月14日（金）まで

3 質問事項の受付

- (1) 質問方法 令和8年7月24日（金）～8月28日（金）までに、質問書（資料1「様式集」様式第10号）に記入のうえ、下記5の連絡先に提出してください。（電子メール、FAXでの提出も可）
- (2) 回答方法 回答は、電子メール及びFAXで質問者に直接回答するとともに、令和8年9月1日（火）に県のホームページにおいて公表します。
（ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/08shiteikanri.html>）

4 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年7月24日（金）～令和8年9月11日（金）まで
- (2) 提出方法 下記5の提出先まで持参又は郵送してください。
（郵送による応募は、9月11日（金）**必着**とします。）
- (3) 提出部数 4頁の表に記載された部数を提出してください。

5 連絡先及び申請書提出先

〒380-8570（県庁専用郵便番号のため郵送時住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策係

担 当 銭谷

電 話 026-235-7273（直通）

F A X 026-234-0330

メー ル choju@pref.nagano.lg.jp

6 スケジュール

内 容	期 日 又 は 期 間
・募集（申請）期間	令和8年7月24日（金）～9月11日（金）
・募集要項等の配布・資料の閲覧	令和8年7月24日（金）～8月14日（金）
・質問事項の受付期間	令和8年7月24日（金）～8月28日（金）
・現地説明会の開催	令和8年8月27日（木）午前10時から11時
・質問事項の回答公表	令和8年9月1日（火）
・指定管理者選定会議	令和8年9月中旬～10月中旬（予定）
・指定管理者候補者決定	令和8年9月中旬～10月中旬（予定）
・長野県議会の議決（承認）	令和8年12月中旬（予定）
・基本協定、年度協定の締結	令和9年3月下旬（予定）
・指定管理者による管理運営の開始	令和9年4月1日（木）